

大内連合自治会防犯灯設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大内連合自治会会則第4条第5項の規定により、自治会等
地域団体（以下「自治会等」という。）が、防犯上必要とする街路灯
（以下「防犯灯」という。）の新設（LED仕様）、更新、修繕、を行う場
合において、連合自治会がその設置事業に係る経費の定額補助金を交付
するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金額)

第2条 補助の対象は、自治会等が維持管理する防犯灯とし、補助金の額は1灯
につき**6,000円**とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯設置補助金交付申請
書（様式第1号）を連合自治会長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、設置場所の略図及び領収書の写しを添付しなけれ
ばならない。

(補助金の決定)

第4条 連合自治会長は、前条の規定により、補助金交付申請書が提出されたと
きは、防犯灯設置箇所を確認した後、適正と認めたときは補助金額を決
定し、防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）を該当者に通知
するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに連合自治会長の指定
する請求書、領収書を連合自治会長に提出し、提出を受けた連合自治会
長は、速やかにこれを交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月16日から施行する。
- 2 この要綱の第2条の改正は平成22年6月19日から施行する。
- 3 この要綱の第1条、第2条の改正は平成29年4月1日から施行する。